

## 融資に関する事項

中小企業者の経営を円滑にし、事業活動の促進を図るため、商工会へ融資（あっせん融資）の申し込みができます。

- 融資申し込みの資格/商工貯蓄共済の加入者。
- 融資あっせんの要件/掛金の遅れがないこと、借入金の返済が確実（税金未納がない等）と融資あっせん委員会で認めたもの。
- 最終的な融資の可否は指定金融機関に委ねられています。
- 融資の用途/事業資金（運転資金・設備資金）及び生活資金。
- 融資を受けられる口数・限度額・期間・利率/下記一覧表を参照。
- 保証人/原則1名以上。融資あっせん委員会で必要と認めるときは、担保あるいは県信用保証協会の保証を付けていただきます
- 保証協会の保証枠/保証協会付となった場合は、特別枠ではなく、一般保証枠が適用されます。
- 返済方法
  - 1 分割返済を原則とします。場合によっては、一括返済とすることもできます。
  - 2 運転資金および設備資金とも、一定期間（金融機関と協議）据置後、分割返済とすることもできます。
  - 3 事業資金の場合、指定金融機関の合意と一定の条件の基で、制度の融資期間を超える場合であっても、弁済期日の延長を可能とします。
- 脱退金の取り扱い/借入金が残存している場合の中途解約および満期返戻金の取扱いは、原則として弁済金に充当していただきます。
- 制度からの脱退/本共済制度から完全に脱退する場合は、残った借入金はその全額を弁済していただきます。
- 利率変更の適用時期/既借入分については、利率変更実施日の翌月の利息支払分から適用します。

## あっせん融資に係る信用保証料の補給

●県信用保証協会の保証付融資となったものについては、県からの預託金の運用利息を原資として、保証料を所定の率により補給いたします。

## 融資限度額および期間と利率

### ■事業資金

経過年数 (注1)	1口当り限度額 と限度口数	限度額	融資期間		利率	
			運転資金	設備資金	利率	
加入後10ヶ月未満	40万円×5口	200万円以内	2年以内	3年以内	年利 2.30% (2.05%)	括弧内利率は、 県信用保証協会 保証付
	40万円×15口	600万円以内	3年以内	5年以内		
	40万円×25口	1,000万円以内	4年以内	7年以内		
10ヶ月以上3年未満	60万円×25口	1,500万円以内	4年以内	7年以内	年利 2.00% (1.75%)	
3年以上5年未満	80万円×25口	2,000万円以内	5年以内	8年以内		
5年以上 (満期後更新を含む)	120万円×25口	3,000万円以内	7年以内	10年以内		

(注1)

契約形態区分と 経過年数の関係	契約の形態		経過年数
	① 新規契約	商工貯蓄共済に初めて加入した契約	
② 増口契約	既存の契約の他に追加した契約		一番古い契約日を起算日とします
③ 再契約	積立金使用目的等で中途脱退した再契約 満期更新時に被保険者の年齢を理由に被保険者を変えて再契約		当初契約日を起算日とします

### ■生活資金

限度額	融資期間	利率	
		加入後10ヶ月未満	加入後10ヶ月经過
300万円	3年以内	年利 2.30%	年利 2.00%

### ■積立金範囲内

融資限度額	保証人	利率
積立金範囲内	不要	年利 1.65%

※いずれの場合も、金融機関の審査が必要になります。